

# 現行の都道府県推進計画等の概要

# 家庭的養護推進計画と都道府県推進計画

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

## 家庭的養護推進計画

各施設(※1)が都道府県からの要請に基づき、定める計画

- ・都道府県が平成26年度末までに「都道府県推進計画」を策定することができるようにできる限り速やかに「家庭的養護推進計画」を策定し、都道府県に届け出ること。
- ・家庭的養護推進計画では、各施設がそれぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。
- ・家庭的養護推進計画の対象とする期間、推進期間(※2)のうちで、各施設の実情に応じた期間を設定することができること。

※1 各施設：児童養護施設、乳児院

※2 推進期間：平成27年度を始期として平成41年度までの15年間

## 都道府県推進計画

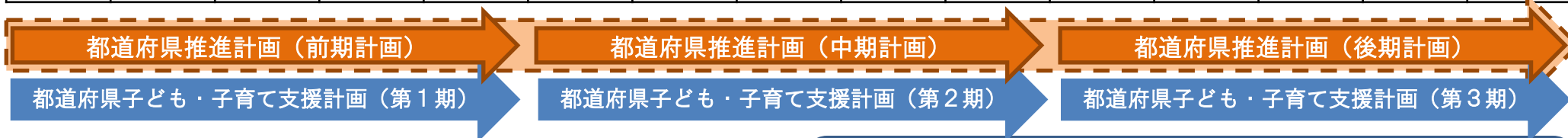
都道府県が調整を行った上で定める平成27年度を始期とした計画(※3)

- ・推進期間(※2)を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期(5年)ごとの目標を設定した上で、推進期間を通じて取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること。なお、5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと。
- ・平成25年度及び平成26年度の2年間は、「都道府県推進計画」と各施設の「家庭的養護推進計画」との調整期間とし、平成27年度から計画に基づく取組を実施できるよう調整すること。
- ・指定都市や児童相談所設置市が所在する道府県では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われることから、道府県と市が連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。

※3 都道府県は、平成41年度末の社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して確保すべき事業量を設定した上で、これと整合性が図れるように各施設ごとの小規模化の計画の始期と終期、定員規模の設定、改築・大規模修繕の時期等について調整を行った上で「都道府県推進計画」を策定。

# 現行の都道府県推進計画等の概要

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



**都道府県推進計画**  
 ※「社会的養護の課題と将来像（平成23年7月・専門委員会取りまとめ）」に基づき局長通知により策定を依頼  
 ・平成27年度～41年度までの15年間を通じた目標及び5年ごとの3期（前・中・後）に区分した各期毎の目標を設定（記載事項）  
 ①社会的養護を必要とする児童数の見込み（社会的養護の需要量）  
 ②児童養護施設等の小規模化、地域分散化の具体的な取組と養護可能な児童数の見込み（施設養護の供給量）  
 ③家庭養護（里親やファミリーホーム）の推進の具体的な取組と養護可能な児童数の見込み（家庭養護の供給量）

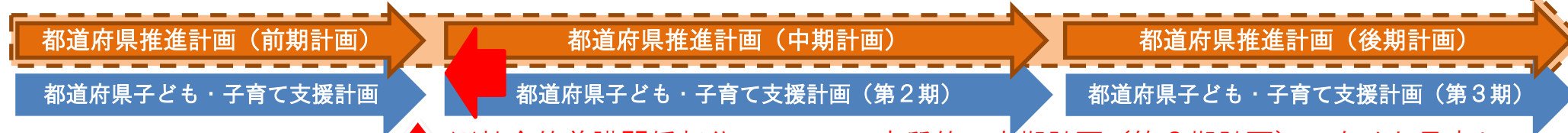
**都道府県子ども・子育て支援事業支援計画**  
 ※「子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）」に基づく法定計画・内閣府告示により記載事項を規定  
 ・1期を5年とする計画（現在は、第1期計画期間（平成27年度～31年度））  
 （記載事項（社会的養護関係部分））  
 （一）児童虐待防止対策の充実  
 （1）児童相談所の体制の強化、（2）市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進、（3）妊婦や子育て家庭の相談体制の整備、（4）児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証  
 （二）社会的養護体制の充実  
（1）家庭的養護の推進（里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進）、（2）専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、（3）自立支援の充実、（4）家族支援及び地域支援の充実、（5）子どもの権利擁護の推進

整合性を図る

※ いずれの計画も、平成41年度までの15年間で、「本体施設」、「グループホーム（小規模化・地域分散化された施設）」、「里親等」をおおむね「3分の1ずつ」にしていくことを目標として必要事業量を設定するよう求めている。

## 「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた見直し

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



※社会的養護関係部分について、実質的に中期計画（第2期計画）に向けた見直しを1年前倒して実施

# 児童養護施設等の小規模化及び里親等への委託を推進するために各都道府県が定める「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果（平成28年3月末日現在）

## 【結果の概要】

1. 全69自治体が策定済。
2. 策定済の計画に定める「本体施設入所児童の割合」、「グループホーム入所児童の割合」、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」を集計した結果、計画最終年度(平成41年度)に見込まれるそれぞれの割合は44.5%、24.8%、30.8%となっており、目標とする水準（※）は未達成となっている。  
 ※ 平成27年4月1日現在では、本体施設入所児童の割合が76.4%、グループホーム入所児童の割合が7.9%、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が15.8%であり、これを最終年度までにそれぞれ「概ね1／3」ずつにすることを目標としている。
3. 最終年度における里親・ファミリーホームへの委託児童の割合を自治体別にみると、宮城県（仙台市を含む）53.2%、香川県42.2%、滋賀県40.7%など、高い目標を設定している自治体がある一方で、国が目標としている「概ね1／3」に満たない目標設定にとどまっている自治体もある。これらについては随時計画を見直すなど、より一層の取組が望まれる。

	平成27年 4月1日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
本体施設入所児童の割合	76.4%	68.2%	58.1%	<u>44.5%</u>
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.6%	17.1%	<u>24.8%</u>
里親・ファミリーホームへの委託児童の割合	15.8%	20.2%	24.7%	<u>30.8%</u>
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注1）「本体施設」とは、児童養護施設、乳児院のうちグループホームを除く部分を指す。

（注2）「グループホーム」とは、地域の民間住宅等を活用して本体施設の敷地外で家庭的養護を行う小規模グループケア（分園型）及び地域小規模児童養護施設を指す。

（注3）小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

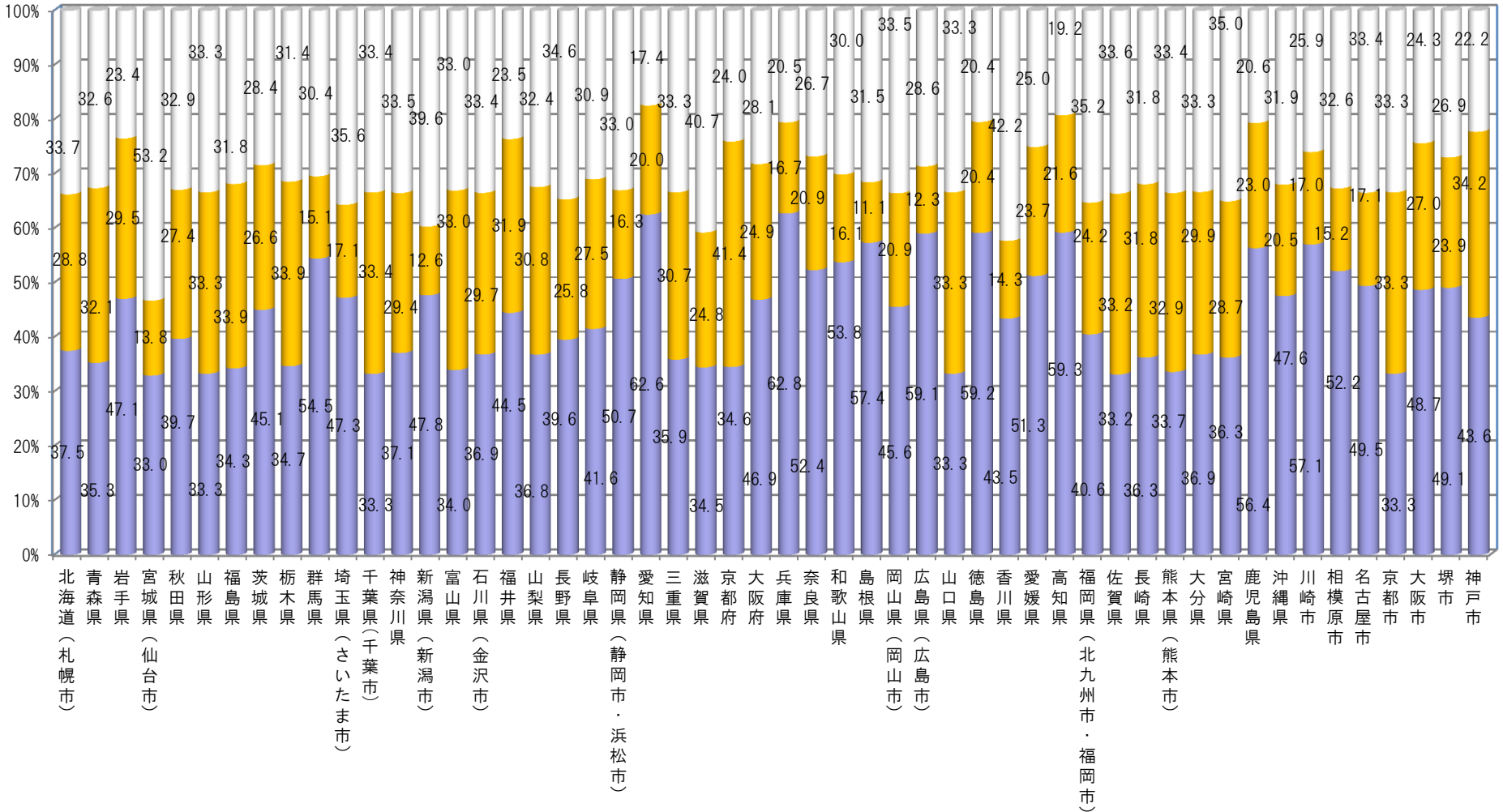
# 都道府県推進計画における本体施設入所児童・グループホーム入所児童・里親等への委託児童の割合（平成41年度末）

【全国計】

里親等  
(里親・  
ファミリ  
-ホー  
ム)  
30.8%

グループ  
ホーム  
(分園型  
グループ  
ホーム・  
地域小規  
模児童養  
護施設)  
24.8%

本体施設  
(本園型グ  
ループホー  
ムを含む)  
44.5%



■ 本体施設児童の割合

■ グループホーム児童の割合

■ 里親等委託児童の割合

本体施設入所児童 (本園型グループホームを含む)  
児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数

分園型グループホーム児童数+地域小規模児童養護施設児童数  
児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数

里親・ファミリーホーム児童数  
児童養護施設児童数+乳児院児童数+里親・ファミリーホーム児童数

※家庭福祉課調べ (平成28年3月末日現在)

※東京都はグループホームと里親・ファミリーホームの合計を60.0%(2,248人)、鳥取県は本体施設とグループホームの合計を67.2%(133人)、横浜は本体施設とグループホームの合計を70.0%(636人)、横須賀市は本体施設とグループホームの合計を66.7%(120人)と定めているため全国計から除く。

※静岡県の数値は、各施設の家庭的養護推進計画の数値を積み上げたもので、県の目標割合とは異なる。県の目標割合は「将来的に、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームが需要量の概ね1/3ずつを受け入れられるような受け皿となることを目指す」としている。

※小数点以下第2位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

# 現行の都道府県推進計画に基づく「里親等委託率」の目標値（41年度末） と足下の数値（27年度末）との比較

■ 27年度末 ■ 41年度末

